#### 職務分掌細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人茨城県理学療法士会(以下、「本会」という。)の各組織の所掌事務の範囲に関して、「組織規程第10条」により、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (社会・職能局)

- 第2条 社会・職能局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。
  - (1)地域ケア推進事業部
    - ① 地域包括ケアシステムに関する事項
      - ・ 市町村事業への協力事業
      - ・障害者支援に関する事業
      - ・高齢者の福祉増進に関する事業
    - ② 介護予防(キャラバン・フェスティバル)に関する事項
    - ③ 市民公開講座に関する事項
    - ④ その他の関連事項
  - (2) 地域自立支援センター推進事業部
    - ① 北茨城地域自立支援センター事業
    - ② 訪問リハビリテーションサポート事業
    - ③ 訪問リハビリテーション実務者研修事業
    - ④ その他の関連事項
  - (3) スポーツ支援事業部
    - ① 野球支援事業
    - ② スポーツ支援事業
    - ③ スポーツ関連研修会事業
    - ④ その他の関連事項

## (学術・教育局)

- 第3条 学術・教育局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。
  - (1) 学会·学術誌部
    - ① 茨城県理学療法士学会の企画・運営に関する事業
    - ② 学術誌「理学療法いばらき」の企画・編集・発行に関する事業
    - ③ EBPT (根拠に基づく理学療法) に関する事項
    - ④ 隣接学術誌の情報収集に関する事項
    - ⑤ その他の関連事項
  - (2) 生涯学習部
    - ① 新人教育プログラムに関する事項
      - 研修会の企画・運営
      - ・ 単位読み替え管理
      - ・単位認定、修了者の申請
    - ② 生涯学習基礎プログラムに関する事項
      - ・研修会の企画・運営
      - 単位認定管理

- ③ 理学療法士講習会の企画・運営に関する事項
- ④ 専門・認定に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

#### (3) 卒前教育部

- ① 理学療法士養成・卒前教育に関する事項
- ② 教員・臨床実習指導者に関する事項
- ③ 理学療法士養成校、臨床実習施設に関する事項
- ④ 理学療法士養成校学生との連携に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

#### (普及・啓発局)

- 第4条 普及・啓発局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。
  - (1) 広報部
    - ① 広報誌「インフォメーション」の編集、発行に関する事項
    - ② 広報誌「年報ひたちの」の編集、発行に関する事項
    - ③ ホームページ、メールサーバの管理・運用に関する事項
    - ④ マスコミおよび電子媒体による情報発信に関する事項
    - ⑤ 広告に関する事項
    - ⑥ その他の関連事項

## (2) 理学療法啓発部

- ① 理学療法週間の統括・調整に関する事項
- ② 理学療法・作業療法・言語聴覚療法進路指導説明会に関する事項
- ③ 理学療法・作業療法・言語聴覚療法見学会に関する事項
- ④ 理学療法および理学療法士の啓発活動に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

# (3) 調查·情報部

- ① 理学療法士法および理学療法士関連法規に関する事項
- ② 医療・介護保険制度に関する事項
- ③ 身分、処遇、待遇に関する事項
- ④ 職能、職域に関する事項
- ⑤ その他の関連事項

#### (事務局)

- 第5条 事務局に属する各部の職務分掌は次に定めるところによる。
  - (1) 法人担当
    - ① 公益法人に関する事項
    - ② 定款・定款細則・規程に関する事項
    - ③ 渉外関係の資料に関する事項
    - ④ 日本理学療法士協会・他都道府県理学療法士会に関する事項
    - ⑤ その他の関連事項

## (2) 総務担当

① 総会、理事会、業務執行理事会に関する事項

- ② 事業および会計監査に関する事項
- ③ 事業計画(年間スケジュール)の管理に関する事項
- ④ 表彰式に関する事項
- ⑤ 個人情報の管理に関する事項
- ⑥ その他の関連事項

#### (3) 庶務担当

- ① 会員管理に関する事項
  - ·入会、休会、退会、異動
  - 会員名簿
- ② 卒前オリエンテーション、新人オリエンテーションに関する事項
- ③ 賛助会員等との意見交換会に関する事項
- ④ 各種資料・備品の管理に関する事項
- ⑤ 共催、協賛、後援の管理に関する事項
- ⑥ FAX ニュースの編集、発行に関する事項
- ⑦ その他の関連事項

## (4) 財務担当

- ① 予算編成・執行・調整に関する事項
- ② 収入管理に関する事項
- ③ 支出管理に関する事項
- ④ 財産管理台帳・固定資産等の管理に関する事項
- ⑤ 税務に関する事項
- ⑥ その他の関連事項

# (5) 共益担当

- ① 慶弔に関する事項
- ② 団体補償保険に関する事項
- ③ 会員親睦事業に関する事項
- ④ その他の関連事項

## (委員会)

- 第6条 委員会として以下の委員会を設置する。
  - (1) 定款組織検討委員会
    - ① 組織の検討
    - ② 定款・定款細則・各種規程の検討
    - ③ その他の関連事項

# (2) 表彰委員会

- ① 日本理学療法士協会賞該当者に関する調査
- ② 茨城県理学療法士会表彰に関する調査 その他の関連事項

#### (3) 倫理委員会

- ① 理学療法の倫理に関する情報の管理・調整
- ② ハラスメント(セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・アカデミック ハラスメント・その他のハラスメント)に関する相談窓口
- ③ 会員の懲戒処分

- ④ その他の関連事項
- (4) 選挙管理委員会
  - ①茨城県理学療法士会役員選挙の実施
  - ②その他、役員選挙に付随する事項
- (5) 代議員選挙管理委員会
  - ①茨城県理学療法士会代議員選挙の実施
  - ②その他、代議員選挙に付随する事項

# (細則の改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

#### 附則

- 1 この細則は、平成27年5月15日から施行する。
- 2 「職務分掌規程」は廃止する。
- 3 この細則は、平成27年11月19日から一部改正し施行する。
- 4 この細則は、平成30年2月14日から一部改正し施行する。